

四日市市告示第 8 号

四日市市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年1月15日

四日市市長 森 智 広

四日市市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する要綱

四日市市介護保険料減免取扱要綱（平成13年四日市市告示第342号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料の減額の方法)</p> <p>第2条 保険料の減額については、次の各号に掲げる減免事由に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 条例第9条第1項第1号に該当する場合 災害等の発生した日の属する月から起算して6月以内に支払義務のある保険料相当額の合計額に第4条に規定する減免割合をかけて得た額を減額するものとする。</p> <p>(2) 条例第9条第1項第2号から第4号までに該当する場合 保険料の減免の申請日の属する月から起算して6月以内に支払義務のある保険料相当額の合計額に第4条に規定する減免割合をかけて得た額を減額するものとする。</p>	<p>(保険料減額の期間)</p> <p>第2条 保険料の減額を行う期間については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第9条第1項第1号に該当する場合 災害等の発生した日の属する月から6月以内とする。この場合において、申請の期間は災害等の発生した日の属する月から6月以内とする。</p> <p>(2) 条例第9条第1項第2号から第5号までに該当する場合 保険料の減免の申請日の属する月から当該月の属する年度の保険料の未到来納期（特別徴収については、普通徴収の納期に読み替えて適用する。）に係る分とする。</p>

(3) 条例第9条第1項第5号に該当する場合 保険料を納付することができない事由が発生した日の属する月から当該事由の終了する日の属する月の前月までに支払義務のある保険料相当額を減額するものとする。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。